

公 告

制限付一般競争入札を行うので、次のとおり公告する。

令和8年6月22日

鳥取県東部広域行政管理組合

管理者 鳥取市長 深澤 義彦

1 工事概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 工 事 名 | 環境クリーンセンター定期修繕 |
| (2) 工 事 場 所 | 鳥取市 伏野 地内 |
| (3) 工 事 概 要 | ① 大型ごみ系コンベヤ駆動部及び電機部品修繕
② 大型ごみ一次破砕機修繕
③ 二次破砕機修繕
④ 各種コンベヤケーシング、シュート修繕
⑤ バグフィルタ修繕
⑥ ペットボトル圧縮梱包機振替シュート修繕
※ 本工事に係る設計図書は、本組合公式ウェブサイトに掲載している。 |
| (4) 工 期 | 契約締結日の翌日から令和9年3月12日まで |
| (5) 予 定 価 格 | 金99,500,000円
(消費税及び地方消費税の額は含まない。) |
| (6) 最低制限価格 | 設定あり |
| (7) 入札保証金 | 免除 |

2 入札参加資格条件

入札参加資格確認申請書等（以下「申請書等」という。）を提出できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する建設業（清掃施設工事）の許可を受けている者であること。
- (3) 申請書等の提出時において、鳥取市、岩美町、智頭町、若桜町又は八頭町の建設工事に係る競争入札参加資格の清掃施設工事の入札参加資格を有する者であること。
- (4) 公告の日から開札の日までのいずれの日においても鳥取県東部広域行政管理組合入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止又は鳥取市、岩美町、智頭町、若桜町若しくは八頭町において指名停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続きの申立てが行われた者にあつては、当該申立てが行われた日以後の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査を受け、その結果に基づき、5の(1)の申請書等の提出期間の最終日までに改めて入札参加資格を付与されていること。
- (6) 平成28年度以降に工事が完成し、引渡しが完了しているもので、処理能力50t／日以上の不燃物処理施設（再資源化を含む中間処理施設をいう。「クリーンセンター」を含む。以下同じ。）の建設工事又は修繕工事（1件当たりの請負金額が1,000万円以上のものに限る。）を元請として施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、建設工事のものであつて、出資比率が20%以上のものに限る。
- (7) 配置する技術者は、清掃施設工事業に係る主任技術者となることができる資格を有すること。ただし、下請代金の総額が4,500万円以上となる場合には、監理技術者資格者証及び監理技術者講習会修了証を有する者を監理技術者として配置すること。
- (8) 前号に規定する技術者は、入札参加者と直接的かつ継続的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であつて、申請書等の提出のあった日の3月以上前から継続しているものをいう。）にある者であること。
- (9) 他の入札参加者との間に次に掲げるいずれかの関係を持つ者でないこと。
 - ア 資本関係 次のいずれかに該当する関係をいう。ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社（以下「子会社」という。）又は子会社の一方が、会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法の規定による再生手続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。
 - (ア) 会社法第2条第4号に規定する親会社（以下「親会社」という。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係 次のいずれかに該当する関係をいう。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる関係 ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる関係をいう。

3 入札参加資格の確認

本入札に参加する者に必要な資格の確認に係る書類の作成等については、入札説明書による。

4 入札説明書等の入手方法

(1) 入札説明書及び申請書等の様式は、本組合公式ウェブサイトに掲載されているものをダウンロードすること。

※鳥取県東部広域行政管理組合公式ウェブサイト

(<https://www.east.tottori.tottori.jp>)

(2) 入札説明書の掲載期間は、この公告の日から開札の日までとする。

5 申請書等の提出方法等

本入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより、次のとおり申請書等を提出するものとする。

(1) 提出先 〒680-0052

鳥取市鍛冶町18番地2

鳥取県東部広域行政管理組合 事務局 環境衛生課

(2) 提出方法 持参又は郵送（一般書留、簡易書留、特定記録郵便又はレターパックのいずれか）により1部提出すること。

(3) 提出期間 令和8年6月29日から同年7月3日（必着）まで

6 入札方法

この入札は、入札説明書に定めるところにより、郵便入札により行うものとする。

- (1) 提出先 5の(1)と同じ
- (2) 郵送方法 一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかによる。
- (3) 提出期間 令和8年7月15日から同月22日(必着)まで

7 開札の日時等

- (1) 日時 令和8年7月23日 午前11時30分
- (2) 場所 鳥取県東部広域行政管理組合 事務局 分庁舎2階会議室

8 無効となる入札の範囲

この公告に示す入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及びこの公告又は入札説明書に記載する条件に違反した入札

9 その他

- (1) 書類の作成及び契約の手続きにおいて使用する言語、通貨、時刻及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位によるものとする。
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした場合は、失格とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 申請書等の作成及び提出に要する費用等はすべて入札参加希望者の負担とする。
- (4) 提出された書類等は、無断で本件事務以外の用途に使用しない。
- (5) 提出された書類等は返却しない。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。
- (7) 問い合わせ先 鳥取県東部広域行政管理組合 事務局環境衛生課

電話：0857-26-0532

ファクシミリ：0857-29-2759